

令和7年度第4回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和7年8月5日（火）

午前9時30分から

岡崎市役所 福祉会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第26号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第27号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第28号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第29号 非農地通知交付申請について

議案第30号 農用地利用集積等促進計画について（意見）

(2) 報告

報告第15号 現況証明願について

報告第16号 農地の転用のための届出の受理について

報告第17号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第18号 農地転用許可後の事業計画変更（5条）の承認について

3 出席委員

（農業委員）

1番 石川 修次、2番 木俣 壽人、3番 酒井 功二、4番 柴田 若江

6番 浅岡 治徳、7番 太田 智代、8番 太田 政俊、9番 神谷 六雄

10番 酒井 美明、11番 成田 恭淑、12番 保田 眞吉、14番 内藤 成一郎

15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一

19番 鈴木 泰孝

（農地利用最適化推進委員）

20番 市川 充、21番 小野 盛光、22番 中根 良夫、23番 太田 立身

24番 倉橋 寿樹、25番 畔柳 雅人、26番 柴田 享、28番 太田 昌宏

29番 高木 政昭、30番 八田 導英、31番 加藤 良則、32番 畔柳 則宏

33番 新家 和義、34番 新實 文夫、35番 阿部田 光春、36番 鈴木 安光

37番 山口 和雄、38番 山内 隆一

4 欠席委員

5番 竹田 圭一、13番 加藤 健一、27番 原田 隆志

5 出席事務局職員等

(1) 農業委員会事務局 事務局次長、総務係係長、主査、主事

(2) 農務課

主査、主事

6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は5番の竹田 圭一委員、13番の加藤 健一委員、27番の原田 隆志委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは15番の二村 誓也委員と17番の片岡 幸雄委員にお願いいたします。それでは議事にしがいて、議案第26号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って8件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

柴田(若) 委員：申請番号16番 調査年月日は令和7年7月12日。本案件は、譲渡人の世帯員の高齢化に伴い、申請地を手放し耕作希望者に今後の地域産業の発展を託し、譲受人が自身の営農地の拡充のため譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田(智) 委員：申請番号17番 調査年月日は令和7年7月31日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

成田 委員：申請番号18番 調査年月日は令和7年7月31日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

内藤 委員：申請番号19番 調査年月日は令和7年7月30日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 20 番 調査年月日は令和 7 年 7 月 30 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

羽根田 委員：申請番号 21 番 調査年月日は令和 7 年 7 月 27 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

近藤 委員：申請番号 22 番 調査年月日は令和 7 年 7 月 29 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

新實 委員：申請番号 23 番 調査年月日は令和 7 年 7 月 26、28 日。本案件は、今までも申請地の耕作を手伝ってくれていたが、今後は所有者となり耕作を続けてほしいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

酒井(功) 委員：申請番号 22 番について、この方は初めて農地を取得し、その取得する面積が約 3600 m²ということですが、お一人でこの面積をやられるのか、どなたかと一緒にやられるのかどちらでしょうか。

事務局：今回取得する農地は主に田んぼが占めておりまして、田んぼについては一部作業委託という形でやられるということを聞いております。具体的には、稲刈り、脱穀、乾燥等は作業委託をして、それ以外は自分でやっていくということでした。作業委託はお金がかかりますので、収支計画書を添付していただいて、今後継続して耕作できるのかを確認しております。

酒井(功) 委員：お一人で経営していくということでしょうか。

事務局：一部、周りの方と一緒に作業を体験させるという形でやるということは聞いております。

酒井(功) 委員：いずれにしても、大きな規模でやられるということで大変だと思いますので、お金の面もありますが、周りの人が支援をしていかなければなかなか続かないと思い

ます。こういう農業をやっていく方が一人でも増えるように、地域の方と共に救って
いて、育てていくようにお願いしたいと思います。

近藤 委員：その方は本宅も買われて移住して、同じ地域おこし協力隊の方と当分の間は協
力して耕作し、自立できるようにしますと聞いています。米や豆など収穫したものは販
売して、今は外山町に住んでいて将来的には買った家に移住し、そこでやっていくとい
う要望は聞いています。何回かお会いしていますが、今田んぼや豆を作っていて、なん
とかやっていけるのではないかなという感覚は持っています。

酒井(功) 委員：収支の問題でもお金が入らないと、長続きしないのでいろんな方面で支援
をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

会長：ありがとうございました。その他ご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第 27 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿
って 13 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いし
ます。

石川 委員：申請番号 19 番 調査年月日は令和 7 年 7 月 30 日。本案件は、申請地隣接地に
土地収用により農地転用許可を受けて自動車整備工場を建築したが、事業の拡大と従業
員の増員に伴い駐車場が不足するため、申請地を駐車場として転用したいというもので
す。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事
項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

木俣 委員：申請番号 20 番 調査年月日は令和 7 年 7 月 26 日。本案件は、現在賃貸住宅で
暮らしているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したい
というものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、
用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

柴田(若) 委員：申請番号 21 番 調査年月日は令和 7 年 7 月 24 日。本案件は、観光農園の経営を行っているが、現在の居住地からでは農園までの通作に時間がかかり経営に支障をきたしているため、農園から近い申請地に農家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はあります。よって、調査員総合意見としては可といたします。

神谷 委員：申請番号 22 番 調査年月日は令和 7 年 7 月 27 日。本案件は、現在実家に家族 5 人で暮らしているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はあります。よって、調査員総合意見としては可といたします。

内藤 委員：申請番号 23 番 調査員に加藤健一委員が本日欠席のため、14 番内藤が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 7 年 7 月 30 日となっております。本案件は、市発注の下水道管渠築造工事の受注に伴い、資材置場として利用できる土地を近隣で探したが、条件に合う土地が見つからないため、農地を一時転用して資材置場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はないとのことです。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はなしとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

申請番号 24 番 調査年月日は令和 7 年 7 月 30 日。本案件は、隣接農地を所有しているが通作道がなく、農業機械等の搬入・搬出ができないため、通作道として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はあります。よって、調査員総合意見としては可といたします。

二村 委員：申請番号 25 番 調査年月日は令和 7 年 7 月 25 日。本案件は、現在両親、祖父母、叔父、息子の 7 人で実家で暮らしているが、兄夫婦が実家に戻ることになり手狭なため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はあります。よって、調査員総合意見としては可といたします。

市川 委員：申請番号 26 番 調査年月日は令和 7 年 8 月 3 日。本案件は、現在両親と共に本家で生活しているが、子どもの成長に伴い家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はあります。よって、調査員総合意見としては可といたします。

中根 委員：申請番号 27 番 調査年月日は令和 7 年 7 月 29、30 日。本案件は、現在一般貸切旅客自動車運送業を営んでいるが、インバウンド需要の高まりに伴う事業の拡大により従業員数が増加し、駐車場が不足するため、申請地を駐車場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水

関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

八田 委員：申請番号 28 番 調査年月日は令和 7 年 7 月 26 日。本案件は、現在自動車販売業を営んでいるが、需要の増加に伴い販売用車両をさらに導入することになり、駐車スペースを確保する必要があるため、申請地を駐車場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

新家 委員：申請番号 29 番 調査年月日は令和 7 年 7 月 25 日。本案件は、現在賃貸住宅で暮らしているが、家具等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

新實 委員：申請番号 30 番 調査年月日は令和 7 年 7 月 26、28 日。本案件は、隣接地宅地及び申請地にて居住しているが、甥の長女とその子どもが同居することに伴い手狭になるため、当該地を是正することに併せて離れを建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 31 番 調査年月日は令和 7 年 7 月 26、28 日。本案件は、自動車整備事業を行っているが、整備トラック用の駐車場が不足しているため、申請地を駐車場で転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。ただし、申請番号 28 番については、一団の転用面積が 3,000 m²を超えるものであるため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聞いたのち、許可するものとします。次に、議案第 28 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

成田 委員：申請番号5番 調査年月日は令和7年7月31日。本案件は、申出事由の生じた方が、死亡により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものといたします。次に、議案第29号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地通知交付申請について、議案書に沿って1件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

市川 委員：申請番号6番 調査年月日は令和7年8月2日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、非農地と認定し、通知するものといたします。次に、議案第30号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積等促進計画(意見)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、支障ないものとします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

現況証明願について	3 件
農地の転用のための届出の受理について	9 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	29 件
農地転用許可後の事業計画変更（5 条）の承認について	3 件

会長：本件につきまして、何かご質問はございませんか。

酒井(功) 委員：本件とは違うのですが、高知新聞に農業の転換ということで減反政策から増産政策に変わるという記事が一面に載っておりました。増産によって米の価格が下がるなどいろいろな問題がありますが、今後政府や県は各地域に様々な施策の指示があるかと思います。そういった情報を把握し、行政としてどのような施策をとっていくのかということが明らかになっていけば、こちらに報告をいただければと思います。

事務局：そういった施策は農務課が動くことになると思います。動きがあれば報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございました。その他ご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

－午前 10 時 30 分終了－

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（15 番）

岡崎市農業委員会委員（17 番）